

領域に関する基礎的概念の整理 ～海洋を中心に～

令和2年7月1日
水野光朗

はじめに

本来、この授業は、みなさんと直接教室で講義を行うことにしていました。しかし、今回、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、遠隔授業で行うことになりました。

いろいろな遠隔授業のやり方があり、先生方によって様々な工夫をされています。私もいろいろと考えたのですが、動画や音声を配信した場合、転送に必要なデータ量が大きくなること、デバイスによって動画や音声再生できない場合があることを考えて、文字テキストを使い、みなさんに講義することができれば、と考えました。このテキストは、この授業のためだけに書き下ろしました。

みなさんには、「自ら 気づき 考え 行動する」学修態度を身につけてほしいと思っています。そこで、数か所、みなさんにぜひ考えてほしいテーマを囲み記事の形で書きました。課題は別途指示しますので、宿題ではありませんが、ぜひ図書館なども利用して、考えてみてください。そして、対面授業が可能になったときには、ぜひ私にみなさんが調べたこと、考えたことを教えてください。

「私の授業は大変わかりにくい」、「授業に出席して話を聞いているだけでは、何を言っているのかさっぱりわからない」という苦言(?)を耳にすることがしばしばあります。少なくとも私の授業に関する限り、「授業に出席して話を聞いているだけ」では、授業の内容を理解することは難しいでしょう。私の授業を聞いて、わからない点を「自ら」「発見し(気づき)」、どのようにすれば理解できるかを自分で「考え」、そして、わからない点を自分から積極的に「調べる(行動する)」ことが必要です。「自ら 気づき 考え 行動する」ことを前提として、授業を組み立てています。授業を契機として、自ら主体的に学んでほしいと思います。

そしてもう一つ。このテキストは、 $\text{L}^{\text{A}}\text{T}_{\text{E}}\text{X} 2_{\epsilon}$ という組版プログラムで作っています。ソースファイルもアップロードしておきますので、プログラミングに関心のある方は、コンパイルしてみてください。

本講義の目的

最近、日本をめぐる領域の問題が注目されている。たとえば、中国の海洋調査船が尖閣列島周辺の日本の接続水域に入ったとか、日本の領海に入り込んだといったニュースを耳にすることも多い。小学校、中学校、高等学校といった学校教育の現場でも、領土教育の重要性が強調されるようになってきている。おそらく、みなさんの中にも本学に入学する前、

領土や領域について学んできた方も多と思われる。しかし、領土とか領海、領空、あるいは領域について、正確な知識を持っている人は案外多くないと思われる。

例えば、中国の海洋調査船が尖閣列島周辺の日本の領海に進入したとき、どうして日本の海上保安庁の巡視艇や巡視船は、これらの船舶を攻撃しないのであろうか。海上保安庁ではなく、海上自衛隊が対応しないのはなぜであろうか。

「中国の潜水艦が 接続水域を潜航 奄美大島沖」(『中日新聞』2020年6月21日)という記事をWebClassの資料にアップロードしたが、「接続水域」とは何であるのか、「領海」と「接続水域」の違いは何か。これらの問いに正確に答えることのできる方は、それほど多くないように思われる。

領空について考えると、例えば、中国空軍の航空機が日本の領空に入り込むと、ただちに、航空自衛隊機が緊急発進(スクランブル発進)を行い、当該空軍機に警告を行っている。警告に応じない場合、警告射撃を行うことさえある。領空についてこれほどまでに強い姿勢で臨むのに、領海の場合、どうして海上自衛隊の艦船が派遣されることはないのであろうか。航空自衛隊機が上空から警告することもない。どうしてこのような違いが生まれるのであろうか。

さらにもう一つ付け加えると、この講義は、国際法からの「ものの見かた」、「考え方」を体験してもらうことも狙いとしている。歴史学、政治学、社会学からの「ものの見かた」、「考え方」と、ずいぶん違っていることに驚く方も多と思われる。国際法に限らず法というと、丸暗記、という印象を持つ方が大変多い。また、「屁理屈」と感じられる方も多いかも。また、「法はルールなので、物事を一刀両断、すぱっと解決するものだ」と思っていたが、結局のところ捉えどころのないあいまいなものだ」という印象を持っている方もいるかもしれない。しかし、たとえば、国際連合は国際法に則って組織され、運用されている。最近話題になることの多いWHO(世界保健機構)も国際機構の一つで、国際法に則って組織され、運用されている。このように考えると、国際法に少し触れてみるという体験は、意味がないとはいえないであろう。

ごく基本的な定義

本題に入る前に、ごく基本的な用語の定義を確認しておく。まず、最も基本的な用語として、領域を挙げておきたい。領域とは、領土、領海、領空の三つを包括する考え方・概念である。ただし、特にマスメディアと学校教育では、領域の意味で領土という語を使うことがあるので、この点について、注意が必要である。また、領土教育という時の領土とは、領域を意味している。小中高校で行われている領土教育では、大陸棚や排他的経済水域といった海に関する諸問題も取り扱うことが多い。

主権(sovereignty)とは、領域に対する統治権である。統治権とは、排他的に支配を行う権利であると解される。なお、排他的という意味で、絶対的という表現がなされることもあるので、この点についても注意する必要がある。

次に、主権的権利(sovereign rights)とは、特定の事柄についてだけ他を排除する、ほ

かの利用を排除するという権利を意味する。主権と主権的権利を混同する学生が多いので、注意が必要である。

そして、管轄権 (jurisdiction) とは、法、多くの場合は国内法を制定し、執行する権利である。管轄権については、耳慣れない学生が多いかもしれないが、国際法、とくに、国際裁判において、ある事件について審理することができるかどうか争われる場合に、管轄権の有無が争われることになる。

領域をめぐる様々な議論

ところで、通史的に世界を見渡してみると、領域の範囲が必ずしも明確ではない地域や時代があったこともわかる。例えば、東アジアでは世紀転換期 (19 世紀の終わりから 20 世紀の初めまでの時期) において、領域、特に領土の範囲が必ずしも明確ではなかった。イスラム世界においても、長い間、その領域が明確とは言えない時期が長く続いた。

領域の範囲が明確な形で意識され、その範囲が明確に定められたのは、ヨーロッパ、具体的にはプロテスタントのカトリックの世界¹において、17 世紀になってからであった。三十年戦争後、国際秩序を決定づけたウエストファリア講和会議において合意に達したウエストファリア体制において領域、とくに領土の範囲が明確に意識されるに至った。これを西欧国際体系という。西欧国際体系では、領域、とくに領土と国民という概念が明確化された。西欧国際体系は、当初、西欧にのみ形成されていた。その後、産業革命とそれに伴う西欧世界の拡大・拡張によって、西欧以外の諸地域、たとえば、イスラム世界、アジア・アフリカ・ラテンアメリカ、そして最後は日本にも広がっていった。ここで注意しなければならないのは、ここでいう「拡大・拡張」は、必ずしも植民地支配を意味しないことである。例えば、日本は、明治維新以前の時期に、幕藩体制と鎖国という政治的秩序を有していた。幕府や藩から発出される法度や触書、奉行所による裁きという、日本独自の法体系も存在していた。日本独自の国際体系、世界秩序、世界が存在していたことは論を待たない。ところが、江戸時代末期に、アメリカその他の欧米列強によって、開国を余儀なくされ、幕藩体制も崩壊する。と同時に、欧米列強との間で不平等条約を締結することを求められた。こうして、日本は西欧国際体系に組み込まれていった。日本がいかなる欧米列強の植民地支配を受けることもなかったことは言うまでもない。

<少し考えてみよう>

(19 世紀末から 20 世紀初頭にかけての) 世紀転換期まで、東アジアでは、どのような国際体系 (国際秩序) が成立していたのか。

¹西欧という

領土

領土とは、領域の一つであって、主権が及ぶ陸の範囲である。海に面した陸においては、低潮線をもって陸と海との境界線とする。

領海

海については、海に面した陸からの距離に応じて、取扱いが異なる。国連海洋法条約は、次のように定めている。

基線

第五条 通常の基線

この条約に別段の定めがある場合を除くほか、領海の幅を測定するための通常の基線は、沿岸国が公認する大縮尺海図に記載されている海岸の低潮線とする。

第七条 直線基線

1 海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所においては、領海の幅を測定するための基線を引くに当たって、適当な点を結ぶ直線基線の方法を用いることができる。

2 三角州その他の自然条件が存在するために海岸線が非常に不安定な場所においては、低潮線上の海へ向かって最も外側の適当な諸点を選ぶことができるものとし、直線基線は、その後、低潮線が後退する場合においても、沿岸国がこの条約に従って変更するまで効力を有する。

3 直線基線は、海岸の全般的な方向から著しく離れて引いてはならず、また、その内側の水域は、内水としての規制を受けるために陸地と十分に密接な関連を有しなければならない。

4 直線基線は、低潮高地との間に引いてはならない。ただし、恒久的に海面上にある灯台その他これに類する施設が低潮高地の上に建設されている場合及び低潮高地との間に基線を引くことが一般的な国際的承認を受けている場合は、この限りでない。

5 直線基線の方法が1の規定に基づいて適用される場合には、特定の基線を決定するに当たり、その地域に特有な経済的利益でその現実性及び重要性が長期間の慣行によって明白に証明されているものを考慮に入れることができる。

6 いずれの国も、他の国の領海を公海又は排他的経済水域から切り離すように直線基線の方法を適用することができない。

基線からの距離に応じて、次のような取扱いになる。

	基線からの距離	
内水 internal waters	—	主権が及ぶ。ただし直線基線が従来内水と見なされていなかった水域を内水として取り囲むことになる場合、外国船舶は無害通航権を有する。
領海 territorial waters	12 カイリ（例外あり）	主権が及ぶ。
接続水域 contiguous zone	24 カイリ	沿岸国が、領土・領海の通関上、財政上、出入国管理上、衛生上の法令違反の防止及び違反処罰のために必要な規制をすることが認められた水域
排他的経済水域 Exclusive Economic Zone	200 カイリ	1. 天然資源の開発等に係る主権的権利、2. 人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権、3. 海洋の科学的調査に係る管轄権、4. 海洋環境の保護及び保全に係る管轄権、が沿岸国に認められる海域
公海 international waters	200 カイリ以上	いずれの国の管轄権にも含まれない海域

大陸棚

基線からその外側 200 カイリまでの領海を除く海域の海底及びその下で、沿岸国にたいして、1. 天然資源の開発等に係る主権的権利、2. 人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権が、認められている。

島と岩

島と岩について、国連海洋法条約は、次のように定めている。

第二百一十一条 島の制度

- 1 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。
- 2 3に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。
- 3 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

無害通航権

外国船舶は、一定の条件を満たす場合、沿岸国²の同意を得ることなく、領海に入り、航行することができる。これを無害通航という。

中国の海洋調査船が、日本の同意がないのに、尖閣諸島周辺の日本の領海に入り、航行することがある。中国の行為の権原は、無害通航権を定めた国連海洋法条約に求められる。日本の海上保安庁の船舶は、こうした中国の船舶が、無害通航権を定めた国連海洋法条約に違反しているかどうかを調査するために、中国の船舶に接近し、その航行を調査する。中国から見ると、こうした日本の行為は、自国の船舶を追跡していることになる。

国連海洋法条約は、次のように定めている。

²領海について主権を持つ国

無害通航権

第十七条 無害通航権

すべての国の船舶は、沿岸国であるか内陸国であるかを問わず、この条約に従うことを条件として、領海において無害通航権を有する。

第十八条 通航の意味

1 通航とは、次のことのために領海を航行することをいう。

(a) 内水に入ることなく又は内水の外にある停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ることなく領海を通過すること。

(b) 内水に向かって若しくは内水から航行すること又は(a)の停泊地若しくは港湾施設に立ち寄ること。

2 通航は、継続的かつ迅速に行わなければならない。ただし、停船及び投じようは、航行に通常付随するものである場合、不可抗力若しくは遭難により必要とされる場合又は危険若しくは遭難に陥った人、船舶若しくは航空機に援助を与えるために必要とされる場合に限り、通航に含まれる。

第十九条 無害通航の意味

1 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約及び国際法の他の規則に従って行わなければならない。

2 外国船舶の通航は、当該外国船舶が領海において次の活動のいずれかに従事する場合には、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされる。

(a) 武力による威嚇又は武力の行使であって、沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの

(b) 兵器（種類のいかなを問わない。）を用いる訓練又は演習

(c) 沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集を目的とする行為

(d) 沿岸国の防衛又は安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為

(e) 航空機の発着又は積込み

(f) 軍事機器の発着又は積込み

(g) 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し

(h) この条約に違反する故意のかつ重大な汚染行為

(i) 漁獲活動

(j) 調査活動又は測量活動の実施

(k) 沿岸国の通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為

(l) 通航に直接の関係を有しないその他の活動

中国の海洋調査船の場合、その活動が、「調査活動又は測量活動の実施」に該当するかどうかによって、無害通航に該当するかどうかが決まることになる。

日本は、海洋調査船は、「調査活動」を行っているから、無害通航にあたらないと主張

する。これにたいして、中国は、海洋調査船は、「調査活動」を行っておらず、「沿岸国の平和、秩序又は安全を害し」ておらず、「領海を通過」しているに過ぎない。したがって、無害通航に該当すると主張する。要するに、日本の主張と中国の主張は、無害通航の解釈について、対立していることになる。

<少し考えてみよう>

新聞記事データベース等を利用して、どのくらいの頻度で中国の海洋調査船が尖閣諸島周辺の日本の領海に入り込んでいるのか調べてみよう。

<じっくり考えてみよう> (かなり難しい目)

尖閣諸島周辺の日本の領海を航行する中国の海洋調査船の活動について、日本の主張と中国の主張は対立している。対立の論点は、無害通航の解釈にある。尖閣諸島周辺の海が、日本の領海であれ、中国の領海であれ、基本的に無害通航は影響を受けない。国連海洋法条約第15部は、解釈の相違がある場合、海洋法条約に関する紛争を解決するための制度を規定している。紛争の解決の手段として武力を行使してはならず、平和的に解決しなければならないが、平和的解決の手段として、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決のいずれの手段を用いるかは当事国の自由である。ただし、どの手段を用いるか当事国間で合意が得られない場合、手段について合意が得られても紛争の解決に至らなかった場合は、一方の当事国は紛争を強制的に国際裁判所に付託することができる。

付託できる裁判所は、国際司法裁判所、仲裁裁判所、特別仲裁裁判、そして国際海洋法裁判所の4つがある。

今のところ、中国の海洋調査船が日本の領海を航行する都度、日本は、中国外務省に抗議を申し入れ、中国は、この抗議に反論する、ことの繰り返しである。日本も中国も国連海洋法条約に触れることは全くない。

どうして日本も中国も国連海洋法条約第15部を権原として、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決を行わないのであろうか。「行わない」どころか、「行おうとしようときさえしない」のはなぜか。

これは、重要な問題であるにもかかわらず、この問題に関心を持つ人はとても少ないのが現状です。ぜひ関心を持ってほしいと思います。

領土と領海の上の空間。ただし、領空が地上からどの高さまで及ぶのか、そもそも地上のどの地点から高さを計測するのか、例えば、富士山の上の領空と海拔ゼロメートル地帯の陸の上の領空では、高さに相違はあるのか、については不明確。

領空の場合、領土と領海という「奥行」は明確であっても、「高さ」については必ずしも明確ではない。

現在、詳細が明確に規定されていない「領域」：宇宙、サイバー空間、電磁波領域

近年の科学技術の発展によって、領土、領海、領空といった伝統的な領域には含まれていない新しい領域が出現している。

宇宙については、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（宇宙条約）がある。しかし、領空と宇宙との境界については規定されていない。

サイバー空間については、特に最近、電子商取引、ネットバンキングなどの普及にともない、注目を集めている。また、サイバーテロやサイバー攻撃、なりすましメール等によって、社会経済が深刻な影響を受けることも多い。NATOは、2012年に国際法とサイバー空間について、タリン・マニュアル（Tallinn Manual）を取りまとめたものの、タリン・マニュアルは条約はない。タリン・マニュアルは、個人的資格でタリンに集った有識者が考えるサイバー攻撃に関する国際法にとどまるものであるが、ほかに包括的にサイバー攻撃に関する国際法ルールを提示したものがないこともあって、国際社会においてすでに一定の権威を有する文書となっている³。また、さらに言うと、現在のところ、サイバー空間の定義さえ明確ではない。

日本の自衛隊では、自衛隊指揮通信システム隊の隷下に共同の部隊としてサイバー防衛隊が置かれ、各自衛隊においても、陸上自衛隊システム防護隊、海上自衛隊保全監査隊、航空自衛隊システム監査隊の各システム防護部隊が、それぞれ設置されている。これら部隊のは、自衛隊、防衛省その他の政府機関の情報通信ネットワークの監視及びサイバー攻撃への対処を目的としているが、何をもってサイバー空間とするのかについては、明確ではない。

電磁波領域についても、電磁波領域の明確な定義がなされていない。

³中谷和弘、「タリン・マニュアルについて-サイバー攻撃に関する国際法-」、『情報処理』Vol. 61、No. 7、情報処理学会、2020年、691ページ。

参考：＜解説＞電磁波領域における能力強化

防衛省・自衛隊では、今後、電磁波領域における能力を強化することとしていますが、いわゆる電子戦の能力の強化だけでは十分ではなく、電磁波管理の能力についても、併せて獲得、強化していく必要があります。

現代の戦闘様相においては、レーダーによる探知や索敵、部隊との間で行う通信、ミサイルの精密誘導など、多くの分野で電波をはじめとする電磁波が利用されています。仮に、こうした電磁波の利用に支障が生じた場合、自衛隊の作戦が適切に遂行できず、深刻な影響が生じることになります。

電磁波の利用に支障が生じる要因としては、気象条件、別の自衛隊の部隊が利用する電磁波との干渉、相手からの妨害電波などが考えられますが、これらの影響を低減するためには、自衛隊の各部隊が利用できる電磁波の周波数を把握し、干渉や気象条件の影響が生じないように実際に利用する周波数を適切に指示し、戦いにおいて相手から妨害がかかった場合は、影響が少ない電磁波に切り替えるなどの対応が必要になります。こうした対応を適切に実施することを「電磁波管理」と呼んでいます。

電子戦を適切に実施するためには、この電磁波管理の能力が欠かせません。防衛省では、整備計画局と統合幕僚監部に専門の部署を設置し、電磁波管理の能力をはじめ、電磁波領域の強化のための検討を加速することとしています。

出所：

『防衛白書』令和元年版、防衛省、2020年。

<https://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2019/html/nc012000.html>

小括

本講では、大陸棚と排他的経済水域についての説明を意図的に避けた。大陸棚と排他的経済水域は、漁業資源や海底資源その他の天然資源の保全と開発にとって、きわめて重要である。これらについての研究は大変多くなされ、研究書も数多く出版されている。しかし、これらについて学修する前に、領海、領土、領空その他の領域について正確な知見を持つことが必須である。そのため、本講では、領海、領土、領空その他の領域について、できるだけ明晰かつ平易な解説を試みた。

また、本講では、いまだ明確な定義さえなされていない宇宙、サイバー空間、電磁波領域についても若干の解説を試みた。

領域については、すでに明確となっている部分も多いが、科学技術の発展によって新しい領域も生まれている。こうした新しい領域については、とくに最近のIT技術とのかかわりが強く、私よりも若い世代のみなさんの方が豊富な知見を有していることも多いと思われる。

そもそも大学は、教員が学生に「知識・技能の受け渡し」を行う場所ではなく、学生が「自ら」主体的に課題や問題を「発見し（気づき）」、解決策を「考え」、解決策を「実行（行動）」して、解答を発見する、いわば修業の場である。

本講を契機として、対話的かつ主体的で深く学んでいくことを期待する。